

鳥取市・麒麟のまち圏域魅力発見支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市に所在する大学及び専門学校（以下「大学等」という。）に対し交付する鳥取市・麒麟のまち圏域（鳥取県鳥取市・岩美町・若桜町・智頭町・八頭町、兵庫県香美町・新温泉町の地域）魅力発見支援事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 大学や専門学校など市内高等教育機関が学生を対象に実施する、麒麟のまち圏域への就職促進活動や、住み続けたいと思えるような魅力発見活動を支援し、麒麟のまち圏域の自然や文化、企業や観光地などの情報を積極的に学生に届けることで、地域への愛着や誇りを醸成し、若者の定住につなげることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1欄に掲げる事業とする。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第2欄に掲げる経費を対象とする。

(補助対象者)

第5条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象事業を行う別表第3欄に掲げる者とする。

(補助金の算定)

第6条 本補助金は、別表第1欄に掲げる区分に応じて、同表第2欄に掲げる補助対象経費に同表第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、それぞれ同表第5欄に掲げる額を上限とする。

(交付申請)

第7条 本補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書を、市長に提出しなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同表第1号及び第2号に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 事業計画書（様式第1号）

(2) 収支予算書（様式第2号）

（承認を要しない変更）

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額又は2割以上の減額を伴う変更
- (2) 事業の目的に影響を及ぼすと認められる変更

（着手届を要しない場合）

第9条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する場合以外のすべてに係る場合とする。

（実績報告）

第10条 規則第12条に規定する実績報告書に添付すべき同条第1号、第2号及び第3号に規定する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書（様式第3号）
- (2) 収支決算書（様式第4号）
- (3) 補助対象経費の支払内容が確認できる書類

2 規則第12条の規定による実績報告書の提出は、事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は本補助金の交付決定があった日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに行われなければならない。

（雑則）

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか本補助金の交付について必要な事項は、企画推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月17日から施行する。

別表（第3条、4条、5条、6条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象経費	3 補助対象者	4 補助率	5 補助限度額
(1) 学生の麒麟のまち圏域内への就職を促進する事業	補助対象事業に要する経費のうち、次のいずれかに該当するもの。 謝金、報償費、旅費、委託料、使用料及び賃借料、需用費、役務費、工事請負費、原材料費、備品購入費、その他市長が特に認める経費	本市に所在する次の大学等 ・公立鳥取環境大学 ・鳥取大学 ・鳥取市医療看護専門学校 ・鳥取県立鳥取看護専門学校 ・鳥取県立歯科衛生専門学校 ・鳥取県理容美容専門学校 ・鳥取社会福祉専門学校 ・鳥取歯科技工専門学校	1／2	・公立鳥取環境大学及び鳥取大学が実施する事業は50万円 ・鳥取市医療看護専門学校、鳥取県立鳥取看護専門学校、鳥取県立歯科衛生専門学校、鳥取県理容美容専門学校、鳥取社会福祉専門学校及び鳥取歯科技工専門学校が実施する事業は30万円
(2) 学生が麒麟のまち圏域内に住み続けたいと思えるような魅力を発見するための事業				・公立鳥取環境大学及び鳥取大学が実施する事業は100万円 ・鳥取市医療看護専門学校、鳥取県立鳥取看護専門学校、鳥取県立歯科衛生専門学校、鳥取県理容美容専門学校、鳥取社会福祉専門学校及び鳥取歯科技工専門学校が実施する事業は30万円
(3) (1) (2) のいずれの要件も満たす事業				・(1) (2) の事業それぞれの補助限度額を合計した額